

令和3年度 大垣市スポーツクラブ運営要項

1. 目的

少年期における競技力向上のためのスポーツクラブを創設し、一貫した指導体制のもと、少年団活動や学校運動部活動外でのスポーツ活動の機会を提供し、将来活躍できる優秀選手の発掘と育成を図る。

2. スポーツクラブの組織構成

スポーツクラブを構成する人員は次のとおりとする。

- (1) 役員……クラブの運営に携わり、事業計画の立案、予算執行、資産管理を行う者。報酬無し。
(指導者兼務可) 会長＝競技団体会長、理事長＝競技団体理事長、会計など
- (2) 指導者……役員を補佐し、各事業の執行、会員の指導にあたる者。報酬有り。
- (3) 会員……クラブへ会費を納め、競技の指導を受ける者。会費及び経費の一部負担有り。

3. 会則への重要な記載事項

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 活動内容
- (4) 組織構成
- (5) 会員が負担する費用（会費及び、その他負担金の種類と負担金の根拠・算出方法）
- (6) 指導者の報酬及び費用弁償

4. 補助額等

1団体 25万円とし、補助金の同額以上を参加者負担金として徴収するもの。

5. 報酬及び費用弁償

指導者への報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

(1) 報酬の目安

- ①通常活動：1時間1千円程度。（1回あたり5千円を上限）
- ②強化合宿等で宿泊を伴い、その指導に1日を要する場合：1日あたり5千円程度。
- ③大会や遠征等で遠方へ随同行する場合：1日あたり5千円程度。

(2) 費用弁償の目安

- ①通常の活動及び近隣の地域で行われる合宿・大会等においては、報酬に含まれるものとする。
- ②大会や遠征等で遠方へ随同行する場合は、クラブにて負担する。

6. その他

- (1) 全国的スポーツ大会で入賞できるような選手育成を目指し、クラブ活動ができるような体制を整えること。（会場・指導者の確保を含む）
- (2) 会員の対象は、小・中学生を主とし、公募を行い希望者に門戸を開くこと。
- (3) 定期練習会・強化合宿・遠征試合・その他競技力向上に必要とされる事業を実施すること。
- (4) 受益者負担の原則を遵守すること。
 - ①大会・合宿・遠征等に係る経費の内、旅費・宿泊費に係る経費の1/2以上を、参加者から徴収すること。（随同行する指導者を除く）
 - ②大会への参加費及び各個人に係る、備品・消耗品については各個人が負担すること。
(クラブが所有する備品の貸与は良い)
- (5) 公益財団法人大垣市体育連盟に対して
 - ①年度当初に補助金等交付申請書、補助金請求書会則、事業計画書、収支予算書、役員・指導者名簿、会員名簿、を提出すること。
 - ②体育連盟の必要に応じ、運営に対する視察・助言・指導・監査等を受けること。
 - ③年度終了後2週間以内に完了報告書（事業報告書・活動結果報告書・収支計算書・領収証のコピー（補助金額の2倍分））を提出し、必要に応じ補助金の精算返金を行うこと。
※事業計画書・報告書、収支予算書・計算書等提出書類については、体育連盟の様式に基づき、漏れなく記載すること。
- (6) クラブの指導に対しては、日本スポーツ協会の認定する指導者（コーチ）の確保に努めること。